

2021年3月1日  
事務局長

## 新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」解除を受けた対策について

関西3府県の「緊急事態宣言」は解除されましたが、会員各位、関係各方面の方々の安全確保の観点から、当会事業および事務局業務について、当面、下記対応とさせていただきます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 当会事業

- ◆ 組織運営に必要な会合については、原則開催いたします。その他の主催会合は、オンラインシステムの活用や会場設営を工夫し、3密を徹底回避したうえで開催いたします。

#### 2. 事務局業務

- ◆ 引き続き、職員には、時差勤務と在宅勤務を認めますので、担当職員不在などにより対応に時間がかかる場合がございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◆ 各担当者へのメール等は遠慮なくご利用ください。

以上